

第 2 編

基 本 計 画

第2編 基本計画

基本計画の考え方について

1. 第6次三春町長期計画の基本計画は、その「基本構想」に定める町の将来像である「豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝え、協働により発展しつづけるまち」を実現するため、基本構想に定めたまちづくりの目標に基づき、各分野の施策を体系的に示すものです。
2. 各分野の施策を体系的に示す際には、その中でも主要な施策が分かるよう示します。
3. 「安全安心な暮らし」「少子化対策」を町の重要な行政課題として捉え、「将来を担う若者、子どもたち」という視点で課題解決に向けた取組みを推進するものとします。
そのためには、それに関係する幅広い分野での施策の展開や横断的な組織体制で臨む必要があります。
このような考え方の下、関係各分野の施策を実施する際には、これらを踏まえながら効果的、効率的に取り組むものとします。
4. 基本計画の計画期間は、基本構想と同じ10年間としますが、社会情勢の変化による見直しや実績の検証が必要であると考えられることから、計画の中間年次(5年後)にその進捗状況等を踏まえて検証及び見直しを行うものとします。
また、進行管理については、毎年行うものとします。

第1章 だれもが暮らしやすいまちづくり

防災・災害対策

現状と課題

全国各地で大規模な地震災害、台風などの集中豪雨による自然災害が発生しています。地震などの大規模な自然災害は詳細な予測が困難であるところですが、近い将来、宮城県沖地震が発生するのではないかと心配されています。大規模な自然災害が発生すれば町民の暮らしへの被害は甚大なものになると考えられます。このため、各種の防災対策の推進と同時に、町民一人ひとりの防災意識の高揚を図ることが重要になっています。

施策の体系

防災・災害対策

災害に強い地域づくり
災害に対する備えの充実
桜川河川改修事業

主要施策の概要

災害に強い地域づくり

施策のねらい・内容

各種災害に即応した危機管理体制の強化を進め、社会状況に応じた地域防災計画の見直しを図り、災害に強い地域づくりを目指します。

急傾斜地における土砂災害や大雨による浸水被害が心配されることから、危険地域の解消を図るとともに、災害に適切に対処できるよう災害予測地図を作成し、災害の種類ごとに想定される被害と避難経路・避難場所等を明示し、町民が安心して暮らせるよう努めます。

- ・ 地域防災計画の見直しを行います。
- ・ 危険地域の解消を図ります。
- ・ 災害予測地図を作成し公表します。
- ・ 避難場所がわかるよう表示します。

災害に対する備えの充実

施策のねらい・内容

災害に対する備えや災害に迅速に対応するためにも消防団活動は重要です。消防団活動に対する町民の理解を深め、円滑な消防団活動が図れるよう支援していきます。また、自主防災会による防災訓練、研修会を通じて防災に対する意識の高揚を図ります。

災害発生時には速やかに連絡が行われ、町民の安全確保が図られるよう、連絡系統図を作成し周知を図ります。

今後、広域的な相互援助関係やボランティア団体との連携が重要となることから、これらの団体との連携が図れるような体制づくりを進めます。

- ・ 消防団活動の充実が図れるよう支援します。
- ・ 自主防災会活動による意識の高揚を図ります。
- ・ 災害時の連絡体制を強化します。
- ・ 災害時の広域的な支援・援助体制を推進します。
- ・ ボランティア団体、関係機関との連携が図れる体制づくりを進めます。

桜川河川改修事業

施策のねらい・内容

町の東から西に流れる桜川は、たびたび浸水被害を起こしており、早期改修が望まれています。

桜川の改修は、防災機能の向上はもちろん、市街地における身近な環境空間としての機能についても整備が求められていることから、まちづくりと一体になった改修が必要です。関係者や県との協議を進めるとともに十分な体制づくりを行い事業を進めます。

- ・ 中町・八幡町地区及び大町・新町地区については、防災機能の向上はもちろん、身近な環境空間としてまちづくりと一体となった桜川改修事業を推進します。
- ・ 下流工区については、桜川河川改修を契機とした沿川遊休農地の利便性の向上を図ります。
- ・ 代替地の情報提供など、移転者の生活再建の支援策を推進します。

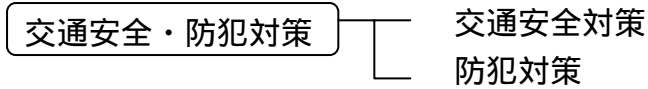
交通安全・防犯対策

現状と課題

町内で発生した交通事故は、事故発生件数、死傷者数とも、県平均を大きく下回っています。しかし、高齢者の運転手が増えてくることから、高齢者の交通事故の増加が心配されています。

犯罪についても、県平均よりも大きく下回っており、安全な地域と言えますが、近年、全国的に凶悪な犯罪が増えていることから、その対策は重要となっています。

施策の体系



施策の概要

交通安全対策

- ・ 関係機関や交通安全協会等との連携を図りながら、交通安全広報活動等を推進します。
- ・ 歩道の整備やガードレール・カーブミラーなどの交通安全施設の設置に努め、歩行者の安全確保や交通事故防止を図ります。

防犯対策

- ・ 安全で住みよい地域を守っていくために、関係機関、防犯協会、地域の連携を一層強めるとともに支援活動を図ります。
- ・ 夜間における歩行者の安全確保のため、通勤通学路を重点に必要性の高い場所から防犯灯や街路灯の整備を図ります。

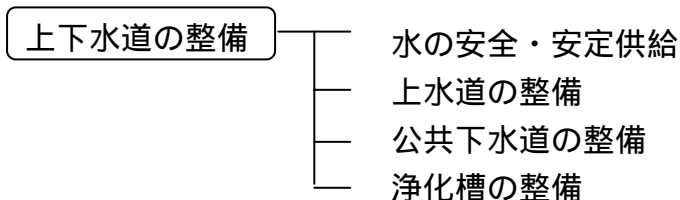
上下水道の整備

現状と課題

高度浄水処理により安全でおいしい水の提供を行っています。普及率をみると平成16年度末で84.7%となり、全国平均の87.4%にわずかに及びませんが、これまでの拡張事業等によって水需要は安定しています。今後は、老朽管対策が重要な課題となっています。

下水道については、快適な生活環境づくりと美しい川を取り戻すため生活排水の改善に取り組んできましたが、公共下水道への接続の促進が課題となっています。

施策の体系



施策の概要

水の安全・安定供給

- ・ 安全でおいしい水を安定して提供することを基本とし、これまでの状況を維持していきます。
- ・ 町民の負担を増やさないようにコスト縮減に努めていきます。

上水道の整備

- ・ 水需要は安定していることから、今後の需要状況を考慮しながら拡張事業に取り組みます。
- ・ 安定供給を図るためにも、老朽管対策は必要であり、石綿管を優先に、敷設20年以上の铸铁管・塩化ビニール管の敷設替えを推進していきます。

公共下水道の整備

- ・ 下水道の整備は、快適な生活環境づくりには欠かせないものですが、費用がかかることから、地域の状況を踏まえ効果のある整備を進めます。
- ・ 次期認可区域とする桜川南側の事業については、桜川河川改修事業計画と整合性を図りながら進めます。
- ・ 公共下水道への接続率が50%程度であることから、公共下水道への接続の促進を図っていきます。

浄化槽の整備

- ・ 公共下水道と農業集落排水事業の区域を除いた全町を対象として、「個別排水処理施設事業」により町設置型合併浄化槽を整備し、公共用水域の水質保全を図ります。

道路・交通網の整備

現状と課題

道路は、町民の生活を支える重要な基盤であることから、道路整備に取り組んできました。町道の舗装率は、80%を超え、県内でも高い水準にあります。しかし、道路の安全性や利便性などが求められてきており、改良が望まれる路線が多数あります。また、広域的な視点による道路のネットワークづくりが求められています。

町では、町民の交通手段を確保することを目的として町営バス「さくら号」を運行しています。今後は、町営バスを含めた公共交通のあり方について検討していく必要があります。

施策の体系

道路・交通網の整備

- 幹線道路の整備
- 生活道路の整備
- 都市計画道路の整備
- 公共交通システムの構築

幹線道路の整備

施策のねらい・内容

広域的な視点から、東北自動車道、磐越自動車道、東北新幹線、福島空港へのアクセスを重視した広域幹線道路の整備を図ります。

町内幹線道路については、中心市街地と周辺地域を結ぶ道路網の整備により、生活の利便性や安全性の確保を図ります。また、関係市との連携を図り、駅を中心とした道路のネットワーク化を推進します。

重要な道路整備

国道288号バイパス（三春西バイパス）の整備促進及びアクセス道路の強化

- ・ 国道288号バイパスの早期完成を目指します。
- ・ バイパスへのアクセス道路の整備を促進します。

空港アクセス道路（町道山田鷹巣線）の幹線道路整備

- ・ 広域的な道路として位置づけ、県道への昇格を要望し再整備を図ります。

沢石要田地区から船引三春ICへのアクセス道路整備

- ・ 東北自動車道（本宮IC）～磐越自動車道（船引三春IC）を結ぶ路線を整備し、沿線地域の活性化及び高速交通網の利用による地域産業の発展を目指します。

生活道路の整備

施策のねらい・内容

十分な整備水準に達していない路線も多く、安全確保や生活の利便性の向上が図られるよう、生活道路や集落道の整備を図ります。

- ・ 道路網の再整備や歩道の整備については、利用状況、緊急度を踏まえて効率的な実施に努めます。
- ・ 地域の実情等をかんがみ、側溝のふたがけ、待避所の設置、部分改良等の整備を実施し、利便性、安全性を確保することに努めます。
- ・ 災害時の体制の確立と併せて、緊急避難路の優先的な整備を図ります。

都市計画道路の整備

- ・ 都市計画道路の見直しを行います。
- ・ 長期的な視点に立って、未整備区間の整備を推進します。

公共交通システムの構築

- ・ 駅までの利用の需要が高いことから、鉄道との連携強化を図ります。

- ・ 町民の利便性を考えた町営バス路線の検討や乗り合いタクシーなど、地域特性に合わせた町内の公共交通システムの構築を行います。
- ・ 郡山・三春間の公共交通機関のあり方について検討を深めます。

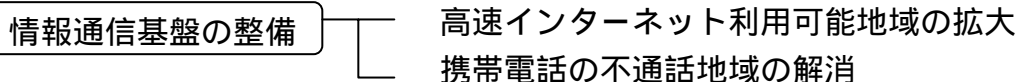
情報通信基盤の整備

現状と課題

町の中心部においては、高速インターネットが利用できる環境ですが、北部・南部地区においては、利用できない地域があります。

また、携帯電話は、情報通信手段としてなくてはならないものになってはいますが、不通話地域や通話状況の悪い地域があります。

施策の体系



施策の概要

高速インターネット利用可能地域の拡大

- ・ 町民ニーズの動向を踏まえ、事業者へ働きかけるなど、高速インターネットが利用できる地域の拡大を図り、地域格差のない情報基盤の構築を図ります。

携帯電話の不通話地域の解消

- ・ 町民ばかりでなく来訪者にとっても不便のないよう、通信事業者への働きかけをするなど携帯電話の不通話地域の解消を図ります。

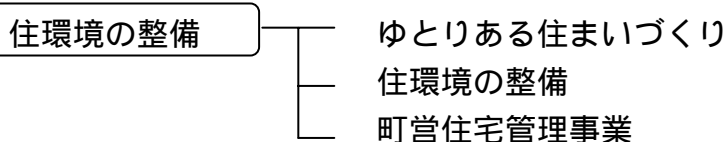
住環境の整備

現状と課題

平成12年に地域住宅計画を策定し、「住み手が主役。継続・発展する住いづくり・まちづくり」をテーマとして住宅施策を展開してきました。

町営住宅については、低所得者を対象として低廉な家賃で住宅を提供することが公営住宅の目的であり、入居状況はほぼ100%とその需要は高いものがあります。ただ、一部の住宅では老朽化が著しく進んでおり、維持管理に要する費用が増大しています。

施策の体系



施策の概要

ゆとりある住まいづくり

- ・ 地域住宅計画（住宅マスタープラン）を町民や関連事業者と共に検討するための問題提起として活かし、効果的な住宅施策の展開を図ります。
- ・ 各地区の歴史、景観、住み手の視点を大切にした住宅施策の展開を図ります。
- ・ 住宅に関する相談窓口の充実を図ります。
- ・ 個人住宅取得者のニーズに即した住宅団地の分譲を推進します。

住環境の整備

- ・ 町の中心部から離れた周辺地域の住宅地では、道路整備や生活排水対策などが望まれていることから、住環境の向上や防災の視点から、生活道路の整備や合併浄化槽の普及などを計画的に推進します。

町営住宅管理事業

- ・ 福祉的な役割なども考慮しながら、維持管理に重点をおいた事業を進めていきます。
- ・ 耐用年数を経過して建替えが必要な建物については、管理方針に沿って適切な戸数管理を行うとともに、年次計画を立て、定期的な修繕や環境整備を行います。
- ・ 家賃の未納額が年々増加していることから、個別訪問の強化など徴収率の向上に努めます。

田園生活空間の提供

現状と課題

田園生活の魅力を追求しようと三春の里農業公園をつくりました。町の田園地域には、すばらしい自然を再認識できる環境や風景が残っています。

また、今後、田舎暮らしを求める人が増加すると考えられていることから、交流・定住人口の増加を図るためにも、受入れ体制の整備を行う必要があります。

施策の体系

田園生活空間の提供

田園環境の保全

U J I ターン推進事業

施策の概要

田園環境の保全

- ・ 貴重な農村の自然環境を保全し、快適な田園空間が保たれるよう努めます。
- ・ 森林や農地の多面的機能を大切に、森林や農地の整備、保全を図ります。

U J I ターン推進事業

- ・ 田舎暮らしを希望する人たちの受入れ体制を整えます。
- ・ 見学や居住の希望があった場合のサポート体制を整えます。
- ・ 広報、ホームページなどでU J I ターンに関する情報提供に努めます。

魅力ある市街地の形成

現状と課題

中心市街地の活性化に向けて、街路事業や交流情報ゾーンの整備などに取り組んできましたが、街なかにおけるハード事業は概ね順調な進捗状況にあります。

今後は、中心市街地の賑わいの創出を図るために、商工会、観光協会、地元商工業者等の積極的で主体的な取組みが重要です。

桜川改修事業については浸水地域の解消に加えて、歴史と自然が身近に感じられる憩いの空間として整備が望まれています。

施策の体系

魅力ある市街地の形成

中心市街地活性化事業

施策の概要

中心市街地活性化事業

- ・ 魅力あるコンパクトな中心市街地の拠点となる、商業の拠点づくりを進めていきます。
- ・ 賑わいや交流、自然との触れ合いを生み出すため、城山公園の整備など広場・公園・緑地づくりを進めます。
- ・ 親水公園を設置するなど、市街地における憩いの空間や観光資源として整備を進めます。

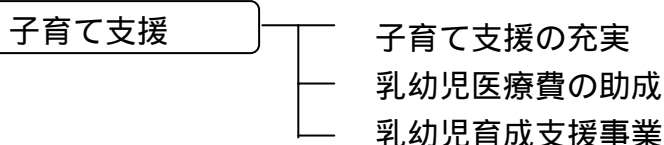
第2章 夢をもち豊かな心が育つまちづくり

子育て支援

現状と課題

少子化が急速に進行しており、ますますこの傾向は進むと思われます。この流れを食い止めるためにも、安心して子育てができる環境づくりは必要です。個々の家庭ばかりでなく、地域ぐるみで子育てを推進することが課題となっています。

施策の体系



主要施策の概要

子育て支援の充実

施策のねらい・内容

安心して子どもを生み育てられる環境整備のため、地域・学校・行政・企業が連携し、地域一体となった子育て支援ができるよう取り組んでいきます。

- ・ ボランティアグループが主体となって活動するファミリーサポートセンターへの支援などを通じ、子育て中の家庭を地域ぐるみで支援していきます。
- ・ 子育てに対する負担感の軽減のため、育児相談の場を充実していきます。
- ・ 学校や企業とも連携して子育て支援ができるよう取り組んでいきます。

施策の概要

乳幼児医療費の助成

- ・ 乳幼児医療費の一時負担を軽減するために、社会保険加入者についても現物給付を実施し、医療費を助成します。

乳幼児育成支援事業

- ・ 乳幼児の発育発達支援として発育発達の精密検査の実施と事後フォロー強化のため、臨床心理士・保育士・作業療法士・保健師が連携した専門的相談指導を推進します。

幼児教育の充実

現状と課題

町内には、認可保育所 3 箇所、認可外保育所 1 箇所、町立の幼稚園 2 箇所及び私立幼稚園が 1 箇所あり、就学前の保育、教育の主な体制となっています。

少子化による子どもの減少は今後も続くものと予想されますが、核家族化、親の共働き等により、低年齢乳幼児の入所が増加するなど、保育ニーズが変化しています。

このようなことから、多様なニーズに対応できる幼稚園・保育所のあり方の見直しや新たな保育サービスが求められています。

施策の体系

幼児教育の充実

幼稚園・保育所の一元化の推進

ニーズに対応した幼稚園・保育所の運営

施策の概要

幼稚園・保育所の一元化の推進

- ・ 幼稚園の保育内容に保育所を近づけ、延長保育については幼稚園でも実施するなど、子育てについての多様なニーズに応えるとともに、子どもが健やかに成長するよう推進します。

ニーズに対応した幼稚園・保育所の運営

- ・ 個々の多様な保育ニーズに対応するため、障がい児保育や一時保育など保育サービスの充実を図ります。
- ・ 幼児の健やかな成長や子育ての支援という幼稚園・保育所の重要な役割を考慮しながら、施設の状況や少子化傾向を踏まえた施設の再配置と定数の検討を行います。
- ・ 地域の子育て支援活動との連携を図りながら、幼稚園・保育所の機能強化を図ります。

学校教育の充実

現状と課題

三春町では、これまでの特色ある学校施設整備とともに、一貫して一人ひとりの児童生徒、いわゆる「個」に焦点をあてた学習指導を展開し成果を上げています。また、各学校が主体的になって、地域や児童の実態を踏まえた「特色ある学校づくり」を進めているところです。

近年、外部からの不審者の侵入など、学校を発生場所とする犯罪の件数が全国的にも増加しており、事件の内容も悪化しています。また、登下校時における声かけ事案なども町内で発生しており、対策が必要となっています。

施策の体系

学校教育の充実

学校教育の充実

小・中学校の再編（統廃合）計画と跡地（施設）利用の検討

学校・地域における子どもの安全対策

主要施策の概要

学校教育の充実

施策のねらい・内容

子どもたちが健全で豊かに育つよう、学力向上に加え心の教育にも力を入れ、これまでの「特色ある学校づくり」をさらに推進していきます。

- ・ 小・中学校連携による学習指導の充実を図ります。
- ・ 教科教室、オープンスペースといった三春の学校建築を生かした、少子化に伴う少人数指導の工夫を図ります。
- ・ 地域の教育力を活かした学校運営を推進します。
- ・ 人と人との関わりを重視した教育活動の充実を図ります。
- ・ 適応指導教室など、不登校児童生徒へのさらなる対応を図ります。
- ・ 発達障がい等の確かな実態把握とそれに配慮した適切な関わりや学習指導を工夫します。

小・中学校の再編（統廃合）計画と跡地（施設）利用の検討

施策のねらい・内容

少子化の進展により、小学校で将来複式学級が予想される学校があります。また、中学校の適正規模は、教師の配置、文化・体育活動などの選択肢、自立心の育成などから各学年3学級以上の規模とされていますが、三春町の中学校で3学級を維持できるのは、三春中学校1校となっています。

このような状況を踏まえ、児童生徒の将来にとって望ましい教育環境を整えていきます。

- ・ 学校の再編及び跡地利用等について、検討委員会や地域等で協議を進めます。
- ・ 望ましい教育環境を考えた学校づくりを進めます。

施策の概要

学校・地域における子どもの安全対策

- ・ 保護者、地域社会、関係機関など多くの方々に学校や子どもの安全についての理解促進を図ります。
- ・ 学校、地域ぐるみでの連携・協力体制を確立して、安全確保のための取組みを積極的に推進します。
- ・ 学校施設は、教育施設であると同時に、地域コミュニティの拠点、防災拠点としての重要な役割を担っています。このことから、小・中学校の再編を見据えながら、耐震診断及び耐震補強事業の取組みにより、学校施設の安全性、防災性を高めます。

校外学習の充実

現状と課題

児童生活センターを設置し、中央児童館や岩江児童クラブでは、放課後や休日における児童の生活の充実により健全な育成を図ってきました。また、中妻地区、御木沢地区においては、地域の協力により、スポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を行っています。

こうした取組みは、保護者からの要望も強く、子育て支援の重要な役割を担っています。

また、各地域にスポーツ少年団が組織されており、活動が行われています。

施策の体系

校外学習の充実

児童館活動の充実

地域子ども教室の実施

施策の概要

児童館活動の充実

- ・ 中央児童館、岩江児童クラブの活動の充実を図るとともに、三春・岩江小学校学区以外の地区活動の実施を検討します。

地域子ども教室の実施

- ・ 児童館活動が行われていない地域においては、学校の教室や地区公民館等を活用し、地域の協力を得て、安心して活動できる子どもの居場所を設け、児童の健全な育成を図ります。

青少年の健全育成

現状と課題

青少年問題については、近年青少年に対する声掛けや拉致などが全国的に発生しており、町全体で青少年を見守る体制が必要です。また、併せて青少年が犯罪に関わったり、発生させないための指導や支援が必要となっています。

一方、幼児への虐待の件数も増加していますが、表面化するのはごく一部であり、近隣の見守りと早期発見が大きな鍵となっています。

施策の体系

青少年の健全育成

青少年問題協議会の充実
児童相談・要保護児童対策

施策の概要

青少年問題協議会の充実

- ・ 定期の開催以外に問題発生の兆候や全国に発生した犯罪事件などに応じて、随時協議会を開催し、町内の状況を把握するとともに、青少年関連各種団体活動の情報交換を行い、不足する部分への強化や支援を行っていきます。

児童相談・要保護児童対策

- ・ 児童虐待や児童に関する諸々の相談を受け付ける児童相談の窓口を設けるとともに、関係機関が情報を共有し、児童相談に的確に対応するための「要保護児童対策地域協議会」を設置します。

文化・生涯学習・交流の推進

現状と課題

交流館「まほら」を核として、図書館、歴史民俗資料館、さくら湖自然観察ステーションなどで各種の生涯学習事業の推進を行っています。

交流館利用者による新しい団体も発足し、新たな文化活動が盛んに行われており、ホールの稼働率も高く、文化活動に対する町民の関心が高まっています。

国際交流事業は、1987年に三春町とライスレイク市との姉妹都市を締結し、アメリカサマーキャンプ、ライスレイク高校留学生派遣事業、学校教職員の交流など幅広い交流を続けており、ライスレイク市の姉妹都市であるチェコ共和国ジャンベルクとの交流も進めています。

また、国内においては姉妹都市である一関市との交流も毎年続けられています。

施策の体系

文化・生涯学習・交流の推進

- 生涯学習事業の推進
- 交流館事業の推進
- 国際交流事業の推進
- 町内外の交流の推進

施策の概要

生涯学習事業の推進

- ・ 町民図書館、歴史民俗資料館、さくら湖自然観察ステーション等を活用し、各年齢に応じた、自ら学習できる機会と場を提供します。
- ・ 国際化、情報化、環境問題、少子高齢化、結婚問題、男女共同参画などをテーマに、社会情勢に対応した多種多様な学習の機会を提供します。

交流館事業の推進

- ・ ボランティア等の協力を得て、町民が質の高い芸術鑑賞ができる機会を提供します。
- ・ 町民の芸術文化活動を支援します。
- ・ 中心市街地の活性化として、マチとムラとの交流のための事業を推進します。

国際交流事業の推進

- ・ 姉妹都市交流を推進すると併せて、アジア圏やヨーロッパ圏との交流も視野に入れ、広く国際交流事業の推進を図ります。
- ・ 青少年の海外派遣や受入事業、語学教育、異文化理解のイベント等を積極的に推進します。

町内外の交流の推進

- ・ 三春町の魅力をPRすることにより来訪者を増加させ、心のこもった交流の輪が広がる取組みを推進します。
- ・ 町内外の交流を促進して、出会いの場の創出など地域の活性化を図ります。

スポーツの振興

現状と課題

運動公園を中心に各種スポーツ大会や教室が開催され、健康づくりや交流の促進に大きな役割を果たしています。

施策の体系

スポーツの振興

- 総合型地域スポーツクラブの設立
- 体育施設の適切な管理運営

施策の概要

総合型地域スポーツクラブの設立

- ・ 総合型地域スポーツクラブとは、子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人が参加できる総合的なスポーツクラブのことです。
- ・ 誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるように、クラブの方向性やあり方などを検討し、設立に向けた取組みを推進します。

体育施設の適切な管理運営

- ・ 老朽化している施設もあり、今後改修を要する施設もできます。既存施設の利用を検討しながら、体育施設の維持管理を行っていきます。

男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画に関する関心と理解を深めるために、男女共生のつどいを開催してきました。男女共同参画社会基本法にも規定されているように、男女共同参画プランの策定が望まれています。

施策の体系

男女共同参画の推進 ——— 男女共同参画条例・男女共同参画プランの策定

施策の概要

男女共同参画条例・男女共同参画プランの策定

- ・ 男女共同参画についての基本的な考え方を明確にし、現状や課題を整理して、幅広い視点で男女共同参画を推進するための条例や計画の策定に取り組みます。
- ・ プラン策定後は、条例や計画に沿って男女共同社会の実現に向けた取組みが家庭や地域の中で定着するよう意識の啓発や環境づくりに努めます。

第3章 元気で健やかに暮らせるまちづくり

健康づくりの推進

現状と課題

急速な高齢化社会の到来にともない、食生活・運動習慣などが原因の生活習慣病や要介護状態の高齢者が増加しており、これらの疾病を予防することが重要となっています。

生活習慣病予防対策として総合検診・各種がん検診を行ってきましたが、検診結果による事後指導が大切です。保健師の訪問による個別の健康相談と指導を充実することや疾病予防に関する正しい知識を普及し、健康管理の意識づくりを啓発する健康教育の実践に地域ぐるみで取り組んでいくことが必要となっています。

施策の体系

健康づくりの推進

- 訪問・健康教育の充実
- 健康づくりの推進
- 受診しやすい検診体制づくり
- 介護予防の推進
- 食生活改善への支援

主要施策の概要

訪問・健康教育の充実

施策のねらい・内容

保健師等の訪問活動を充実することで、疾病予防や介護予防といった健康管理はもとより、住みよい生活環境や子育て環境づくりのための支援を行います。

また、各種健康教室や出前講座による健康教育の充実を図り、地域ぐるみの健康づくり活動を支援します。

- ・ 地区担当保健師等による、きめ細かい個別訪問と健康相談を推進します。
- ・ 健康講座等健康教育の充実による、地域ぐるみの健康づくり活動を支援します。

施策の概要

健康づくりの推進

- ・ 保健センター・健康サロンを健康づくり活動の拠点として広く一般に開放します。また、関係機関との連携のもとに各種健康教室や予防講座を開催し、「健康みはる21」に基づく「病気の有無に関らず、その人がより豊かで幸せに生きるための健康づくり」を推進する情報を発信します。

- ・ 町民の生活習慣病等の状況の分析や把握を行い健康づくり活動に活かすとともに、地域ごとに数値目標を掲げて意識を高めるなど地域ぐるみの健康づくり活動を推進します。

受診しやすい検診体制づくり

- ・ 各種住民検診における受診しやすい検診体制づくりを進め、生活習慣病や介護予防に努めます。
- ・ 乳幼児・妊婦健診を通して総合的な母子保健の充実を図り、子育て支援を含めた安心して子どもを産み育てられる生活環境づくりに努めます。

介護予防の推進

- ・ 介護予防ミニ教室や転倒予防・認知症予防教室などを開催し、介護予防のための集団的な健康づくりを進めます。
- ・ 保健師が訪問により個々の生活状況を把握し、関係機関と連携をとりながら、生活状況に合わせた介護予防の個別的な支援を行います。

食生活改善への支援

- ・ 人の営みの源泉である食生活について、生活習慣病予防事業や母子保健事業における身近な栄養相談・栄養指導として、食生活による健康づくりや地域に根ざした食育の啓発普及に努めます。
- ・ 食生活改善推進員による実践的な食生活改善活動や食生活改善の研究を支援します。

地域医療の充実

現状と課題

少子高齢化の進行や生活水準の向上等により、生活の質が重視されるようになり、医療に対する需要も多様化・高度化してきています。このような中、町民の医療需要に的確に対応するため、医療資源の適正配置や診療機能の整備充実が求められています。

施策の体系

地域医療の充実

- 町立三春病院設置事業
- 保健・福祉・医療の連携強化
- 国民健康保険事業の推進
- 老人医療費の適正化対策

町立三春病院設置事業

施策のねらい・内容

県立三春病院は、診療科目7科、86床で診療活動が行われ、入院・外来を合わせた患者数は1日平均約300人、年間延べ7万2千人に上ります。平成19年3月末で県立三春病院が廃止されるため、その後の地域医療の確保が課題となっています。

県の支援により町が移譲を受け、高齢者社会への対応策として、病院を中心にした保健・福祉・医療の一元化を目指します。

- ・平成19年4月から町立三春病院を開設し、指定管理者制度の導入により管理運営を行います。
- ・病院・町・町民による「地域医療協議会」を設置し、病院が地域の医療ニーズに応えられるよう推進します。

施策の概要

保健・福祉・医療の連携強化

- ・安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、健康的な生活環境が整っていることをはじめ、健康増進・疾病予防が可能な環境、必要な医療が提供されている環境、社会全体での連携・協働を背景に、誰もが地域の中で、自分らしい生活を送ることができる環境を整備していくことが必要です。
そのため、医療機関や介護保険事業所等との情報交換や意見交換を行い、相互の機能分担と連携強化を図るなど、保健・福祉・医療分野における一体的な取り組みと連携のとれたサービス提供を促進します。

国民健康保険事業の推進

- ・国民健康保険は、医療保険制度の中核を担い、人々の健康維持増進に貢献してきましたが、少子高齢化の進展により、現在、医療費の増加などが原因で制度の変革期にあります。
このため、保健事業を中心に据え、生活習慣病対策を柱とした医療費適正化対策を、なお一層推進する必要があります。
- ・国民健康保険税の収納率の向上を図り、給付と負担の公平化を進め、財政の健全化に努めます。

老人医療費の適正化対策

- ・老人保健制度は、本格的な高齢化社会の到来に対応し、老人医療費を国民が公平に負担することを目的に、昭和58年に施行されました。
その後、老人医療費の国民総医療費に占める割合が伸び続け、今後も急速に拡大するものと予想されます。このような状況に対応するため、現在、市町村を保険者として運営されている本制度が、平成20年度から県単位に全市町村が

加入する広域連合が保険者になり、より財政基盤の安定した制度とすることが決定しています。

新制度移行後の市町村の役割としては、保健事業を核とした医療費適正化対策の充実などが挙げられます。

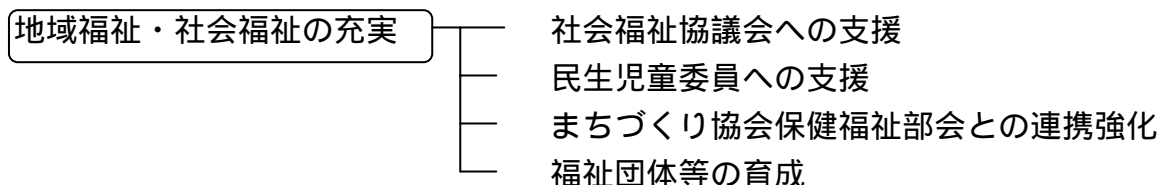
地域福祉・社会福祉の充実

現状と課題

町民が住み慣れた環境で、できるだけ長く生活できるように、各種団体の連携強化が必要であり、それぞれの組織からの情報提供や情報の共有化が、円滑に支援に結びつく体制整備が必要です。

そのため、三春町地域福祉計画を策定し、各種団体、機関が連携できるようネットワークを構築します。

施策の体系



施策の概要

社会福祉協議会への支援

- ・ 「地域包括支援センター」を総合相談窓口とし、在宅介護の拠点として、顔見知りの地域社会における助け合い福祉活動を展開します。
- ・ 三春町地域福祉計画を基本に地域社会福祉計画を策定し、きめ細かい福祉サービスの提供や支援を行っていきます。

民生児童委員への支援

- ・ 家庭内暴力や虐待など援助を必要とする町民のさまざまな相談に応じるとともに、必要な援助を町民の立場に立って幅広く行っています。こうした活動を通して、町民のニーズを早期に発見し、行政や関係機関との連絡・調整を行うなど、その役割は一層高まっています。

今後も、町民の立場に立った相談や援助を行うことが期待されるため、活動に必要な知識や技術の習得のための研修や情報提供を充実させます。

まちづくり協会保健福祉部会との連携強化

- ・ 各地区における町民の状況把握、弱者見守り及び関係機関への情報提供体制の充実を図ります。
- ・ 町民との協働による健康で住みよい地域づくりを推進するため、介護予防のための教室の開催、ボランティア育成や地区組織活動への支援を行います。

福祉団体等の育成

- ・ 社会参加、活動が円滑に行えるよう指導、助言を行うとともに、自立した活動ができるよう支援していきます。

【福祉団体一覧】

社会福祉協議会、田村福祉会、遺族会、保護司会、更生保護女性会、全抑協、シルバー人材センター、老人クラブ、かたつむりの会、桜工房の会、苺の会、三春工房

高齢者福祉の充実

現状と課題

人口が減少する一方、高齢者人口が増加の一途をたどり、高齢者一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、地域全体での見守りや支え合いが必要となっています。

住み慣れた環境での生活をできるだけ長く可能なものとするため、各種サービスへ円滑につなぐ連携が必要となっています。

また、各地区にあった老人クラブが休会したり、会員が減少する傾向にあり、閉じこもり防止や豊富な知識や技術の伝承が危惧される状況にあります。

施策の体系

高齢者福祉の充実

- 敬老園改修と運営の見直し
- 在宅福祉サービスの充実
- 介護サービスの充実
- 敬老会の充実
- 高齢者の生きがいづくり

主要施策の概要

敬老園改修と運営の見直し

施策のねらい・内容

老朽施設の全面的な改修により、入所者が安心して生活でき、健康で心豊かな暮らしのできる生活環境の整備を図ります。

- ・ 居室の個室化、生活支援及び介護サービスに対応できる施設及び設備を充実させます。
- ・ 改修計画の立案にあっては、既存施設の有効活用も検討します。
- ・ 運営にあたっては、指定管理者制度の導入を検討します。

施策の概要

在宅福祉サービスの充実

- ・ 在宅での生活ができるだけ長く保て、住み慣れた地域社会で安心して日常生活が送れるよう、介護予防や生活支援に係る在宅福祉サービスを充実させます。

【現在の在宅福祉サービス】

自立支援ホームヘルプサービス、紙おむつ支給サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、住宅改修助成

介護サービスの充実

介護保険は、自立支援を目指すものですが、その根底にあるのは「高齢者が尊厳をもって暮らすこと」です。

これを基本とし、高齢者の権利を擁護し、できる限り在宅で自立した日常生活が継続できるよう次のような支援を行います。

- ・ 介護を必要とする状態になっても、できる限り自宅で自立した生活が営めるようサービス提供体制の充実を図ります。
- ・ 高齢者が、介護が必要な状態となることを予防するための健康保持・増進、介護が必要な状態になった場合でも、介護サービスを利用した自立した生活のための能力維持、向上を図るための対策を講じます。
- ・ 在宅で365日・24時間の安心を提供するため、新しい在宅サービスの仕組みをつくります。

敬老会の充実

- ・ 町内各地区において開催されている敬老会は、平成17年より対象者を75歳とし、招待者は約2,300名となっています。
- ・ 引き続き、高齢者への敬愛の心を表す行事として継続していきませんが、開催日は、国民の祝日にとらわれることなく、各地区の行事等を考慮して柔軟に設定し実施します。
- ・ また、高齢者の移動の負担軽減や若い世代との交流など多くの参加者を得るための工夫を行います。

高齢者の生きがいづくり

- ・ 老人クラブは、高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会を目指しています。このため、高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな生活が送れるよう、老人クラブの活動を支援していきます。
- ・ シルバー人材センターは、本格的な高齢社会を迎え、健康で働く能力や意識を持った高年齢者がますます増加することから、健康で働く意欲のある高齢者の就業活動の中心として、大きな役割を担っています。今後も、新しい活動分野を開拓し、より多くの人々が就労でき、いきいきとした生活が送れるよう支援していきます。

障がい者福祉の充実

現状と課題

平成17年10月に障がい者自立支援法が成立し、身体障がい、知的障がい、精神障がい者に対する福祉施策が一元化され、平成11年に策定した三春町障がい者福祉計画は現状に合わないものとなり見直しが必要になっています。平成17年現在、本町の身体障がい者は約730名、知的障がい者は約130名、精神障がい者については通院公費負担制度の利用者が約250名おり、今後増加するものと推測されています。しかし、これらの障がい者に対応する町内の福祉サービスは十分とは言えず、社会的に弱い立場にある障がい者の権利を保障していくための体制の整備が必要になっています。

現状と課題

障がい者福祉の充実

- 障がい者自立支援対策
- 障がい者のための給付・サービス事業の充実
- 障がい者福祉団体への支援

主要施策の概要

障がい者自立支援対策

施策のねらい・内容

- 自立のための自己決定、自己選択への支援
- 障がい者一人ひとりの資質、個性を活かした生活設計が描ける支援
- 地域での生活を支援
- 社会への参加を支援
- 共に生きる地域づくりを推進
- ・ 障がい者基本法の基本理念と障がい者自立支援法に則した三春町障がい者福祉計画を策定し、障がい者の自立を支援し社会参加への支援体制を整備します。
- ・ 全国共通の障がい程度区分による審査会が行えるよう組織の整備を図り、支給決定のプロセスを明確化するとともに公平性を図ります。
- ・ 地域との連携を強化することが重要であることから、地区担当保健師制度の活動を強化するとともに、制度の周知徹底を図り、対象者の把握と制度利用の促進を図ります。

施策の概要

障がい者のための給付・サービス事業の充実

- ・ 自立生活を確保するための居宅サービスの充実を図ります。

ホームヘルプサービス、ショートステイ

- ・ 自分らしさを維持するための施設の有効利用を図ります。
施設等での介護やリハビリテーションなどの自立訓練
- ・ 社会参加や社会貢献を目的とした就労移行を支援します。
- ・ 障がい者の自立支援に係る相談や支援の調整を行います。
【地域生活支援事業】：相談支援、移動支援、日常生活用具給付、手話通訳（コミュニケーション事業）、地域活動支援（旧デイサービス）など

障がい者福祉団体への支援

- ・ 障がい者福祉施設の利用については今後増加が予想されることから、近隣自治体と連携し関係機関へ働きかけていきます。
- ・ 障がい者の社会参加、社会活動が円滑に行えるよう、共同作業所等の運営に対し支援を行います。
- ・ 障がい者に対する協力や正しい理解を深めていくために、大きな役割を果たしているボランティア団体や父母のグループなどを育成し、その自主的活動を社会福祉施設等との連携を図りながら促進します。
- ・ 作業所での作品展示・即売会などの各種イベントに地域住民が参加し、触れ合いを通して正しい障がい者観や理解を深められるよう交流の機会を広げる支援を行います。
- ・ 交流範囲を町内にとどめず、その輪を町外の障がい者団体や住民グループなどに拡大していくための支援を行います。

第4章 みんなで築くつながりのあるまちづくり

協働によるまちづくり

現状と課題

自主自立のまちづくりの実現のために、三春町が進めてきた町民参加のまちづくりや町民と行政による協働のまちづくりを、より一層確かなものにする必要があります。そのためには、多様な価値感を受け入れて、多様な主体が円滑に活動できるような体制と仕組みづくりが必要となります。

施策の体系

協働によるまちづくり

まちづくりへの参画の推進
参加する仕組みづくり

主要施策の概要

まちづくりへの参画の推進

施策のねらい・内容

まちづくりや行政情報を発信し、その理解が深まるよう努めるとともに、事業の企画・計画段階から町民が参画できるよう努めていきます。

- ・ 町民にわかりやすく情報を提供し、まちづくりへの理解が深まるよう努めます。
- ・ 町の重要課題に関わる事業の計画にあたっては、その立案から評価の各段階において町民が参画できるように努めます。
- ・ 事務事業評価管理表を町民に公開するとともに、事務事業に対しての町民からの意見や要望が町政に反映されるよう取り組みます。

施策の概要

参加する仕組みづくり

- ・ 若い人、お年寄り、女性のまちづくりへの参加を促進するような活動の機会を創出するとともに参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 町内には豊富な経験や専門的な知識を有する人材がいることから、地域の人材を活かせるような人材ネットワークづくりや情報収集に努めます。

ボランティア活動への支援

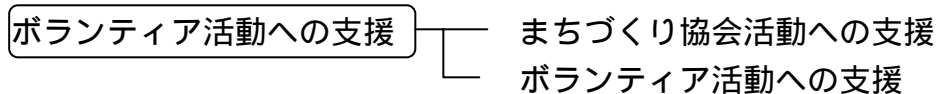
現状と課題

昭和51年から町民参加のまちづくりを推進するため、「三春町まちづくり協議会」を設立し、昭和57年には各地区単位に「まちづくり協会」が設立されました。各まちづくり協会では、スポーツ、保健福祉、景観部会等を設置し、地区の球技大会、運動会、健康づくり活動を行うなど、それぞれ独自の個性的な地域づくり活動を展開し

ています。

また、近年、ますますボランティア活動への関心や意識が高まっています。

施策の体系



施策の概要

まちづくり協会活動への支援

- ・ 長年にわたって培ってきた地域づくり活動を大切に、地域に根ざした自主的な活動が展開できるよう積極的に支援します。
- ・ 各まちづくり協会の部会活動が活発に展開できるよう、町からの情報提供の充実に努めます。

ボランティア活動への支援

- ・ ボランティア活動・NPO活動などの活躍が期待される中、地域で活動している人や取り組んでいこうとしている人たちが参加しやすいように支援します。
- ・ ボランティア団体等の活動状況などを定期的に伝え、ボランティア活動についての啓発・PRに努めていきます。
- ・ ボランティア団体やその活動を支援する団体との連携を深め、ボランティアに関する情報の収集や整理に努めるとともに、ボランティア活動の調整機能が円滑に行われるよう図ります。

情報の共有化

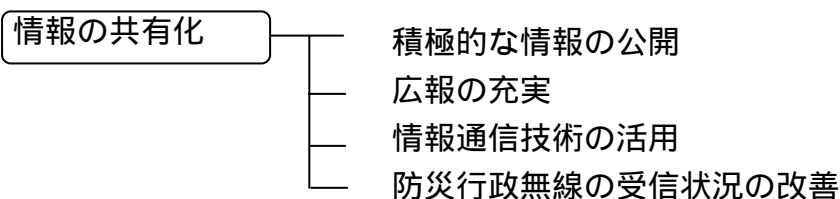
現状と課題

町民意思の尊重と協働によるまちづくりが求められており、行政に対する町民の理解を深め、町と町民による一層の情報の共有化が求められています。

広報誌には、行事の案内やお知らせだけでなく、各種計画や財政状況等を掲載し、町政運営への理解が深まるよう努めています。

また、インターネットを活用した即時性のある情報提供や地上デジタル放送などによる情報提供など、町民への情報提供の手段が広がってきています。

施策の体系



積極的な情報の公開

施策のねらい・内容

開かれた町政の実現と町政の公正な運営、そして協働によるまちづくりを推進していくために、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、積極的に情報を公開していきます。

- ・ 情報の共有化を図り、町民の町政への参加をより一層推進するため、町政に関する情報を積極的に公開します。
- ・ 国や他自治体のまちづくりに関する積極的な情報収集に努め、その情報を提供していきます。
- ・ 町民の情報公開に対する認識を高めるため、情報公開制度の周知を図ります。

施策の概要

広報の充実

- ・ 町民のニーズや社会動向を政策に反映させるため、町政についてのわかりやすい情報提供を心がけます。
- ・ インターネットの即時性、広域性を活用し、町内はもとより、町外に対する情報発信の充実を図るとともに、高齢者や障がい者なども利用しやすい情報提供に努めます。

情報通信技術の活用

- ・ 文字による情報提供に加え、映像による情報提供など、インターネットによる情報提供の充実を図っていきます。また、地上デジタル放送などの新たな手段による情報提供サービスの活用や可能性を検討していきます。
- ・ インターネットの利用については、一般家庭において、まだ利用状況が低いことから、町民が手軽に利用できる情報端末台数の増加などを検討します。

防災行政無線の受信状況の改善

- ・ 個別受信機の受信状況が悪い地域での受信状況の改善や屋外拡声子局の設置を進めます。
- ・ 防災行政無線の内容の充実を図ります。

広域行政の推進

現状と課題

田村市、小野町、三春町の1市2町で構成する田村地方広域行政組合においてごみ処理（一部）、し尿処理、田村地方情報センター維持管理などの共同処理事務を実施しています。また、郡山市、田村市、小野町、三春町の2市2町で構成する郡山地方広域消防組合で消防、救急業務の共同処理事務を実施しています。この他にも県中地域の12市町村で構成する郡山地方広域市町村圏組合などがあり、共同による事業に取り組んでいます。

施策の体系

広域行政の推進

広域行政の推進

国・県との連携強化

施策の概要

広域行政の推進

- ・ これまでの広域行政の取組みの見直しをするとともに、新しい行政課題や地方分権に対応した広域行政の推進を図ります。
- ・ 町単独では対応が困難な課題に対しては、近隣自治体との連携を深め対応を図ります。

国・県との連携強化

- ・ まちづくりの推進のため、国・県からの情報を迅速・的確に把握するとともに、連携を強化していきます。

第5章 地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり

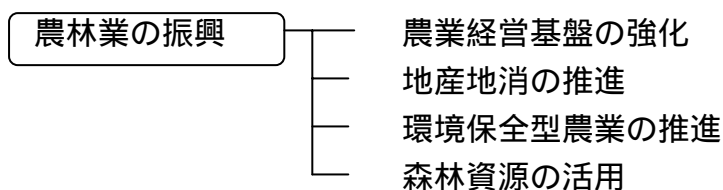
農林業の振興

現状と課題

農林業を取り巻く環境は、高齢化や後継者の減少、農産物価格の低迷等により、危機的な状況が深刻化しています。

こうした中で、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっており、消費者ニーズに対応した農産物の供給が求められています。

施策の体系



主要施策の概要

農業経営基盤の強化

施策のねらい・内容

担い手の高齢化や遊休農地の問題に対応するため、集落営農をさらに推進するとともに、多様な担い手の育成・確保に取り組んでいきます。

- ・ 各地域の実情に応じ、農業経営改善に積極的に取り組む農業者の育成や集落を単位とした営農組織の体制づくりを推進し、多様な担い手の確保を図ります。
- ・ 農用地の集約等による適正な農業経営規模の確保と良好な営農条件を備えた農地を有効活用し、収益性の高い農産物の栽培や農業生産の向上に努め、農業経営の安定を図ります。

地産地消の推進

施策のねらい・内容

消費者の食に対する安全・安心志向の高まりと消費拡大による農業の振興のため、生産者と消費者の相互理解を促進し、地産地消を推進していきます。

- ・ 三春町農業振興方針に基づき、直売所や学校給食での取組みを中心に地産地消を推進します。
- ・ 地産地消の取組みのなかで、生産者に対しては消費者ニーズに対応した有機農産物の提供等、消費者に対しては農業・農村に対する理解促進等を推進します。

施策の概要

環境保全型農業の推進

- ・ 家畜排せつ物から良質な堆肥を生産し、環境保全型農業の確立を図ることを目的とした堆肥センターを中心に、資源循環による環境負荷の軽減と一体的に地力の増進を進めます。

森林資源の活用

- ・ 林業関係団体との連携を強化し、森林整備を推進するとともに地元産木材利用のPRを図ります。
- ・ 森林環境学習や森林ボランティア等により森林に対する理解の促進を図ります。

工業の振興

現状と課題

三春町と田村市にまたがる田村西部工業団地への新たな企業進出が停滞しています。分譲促進のために販売価格の値下げや分譲方法の多様化を行うものの企業誘致には結びついていない状況です。

若年層を中心に雇用の場として地元工場の新規立地を望む傾向が高まっており、就労機会の創出のためにも新規雇用を伴う企業立地が望まれます。

施策の体系

工業の振興

積極的な企業誘致
立地企業への支援

主要施策の概要

積極的な企業誘致

施策のねらい・内容

人口減少対策のためにも雇用の場の創出は重要であり、関係機関との連携を図りながら企業誘致を推進します。

- ・ 地元雇用の確保とともに、活力ある地域経済の健全な発展のためにも優良企業の誘致促進は重要な課題であり、諸支援策を講じていきます。
- ・ 誘致企業に対する新たな支援策や制度の拡充等を検討していきます。また、誘致PR等の活動や情報の収集強化に努め、積極的な企業訪問活動を実施していきます。
- ・ 企業立地の優位性を全国にPRできる優遇制度の立上げ等について検討するとともに、県に働きかけていきます。

施策の概要

立地企業への支援

- ・ 立地企業の健全な発展が工業振興を図る上で重要なことから、関係諸機関とともに支援に向けた取組みを進めていきます。

商業の振興

現状と課題

従来通りの事業主による積極的な販売促進活動とともに、商工会等の関係諸団体との連携強化、商店街の一体的な催事開催や新規共同事業の展開等、新たな視点での取組みが望まれます。また、地域に根ざした商店街として、独自の生活空間を形成していく必要があります。

町内消費者を対象とした地についての営業活動を行うとともに、観光客等の関心を引くような対応・対策を講じることも課題となっています。

施策の体系

商業の振興

魅力的な商店街の形成
担い手への支援

主要施策の概要

魅力的な商店街の形成

施策のねらい・内容

地域農業との連携やイベントの開催などにより、町内全域の生活拠点となるよう魅力的な商店街の形成を図ります。

- ・ 地域農業との連携強化を推進するとともに、観光振興と連動した商店街の活性化を図ります。
- ・ 行政主導ではなく、商店主や居住者、関係機関等が主体的にまちづくりに参加し、協働の精神で各々がそれぞれの役割を担っていくという姿勢が確立するよう支援します。
- ・ 地域特性を活かし、オリジナリティを最重要視した各種の取組みについて検討し、実施します。

施策の概要

担い手への支援

- ・ 後継者世代の若手商工業者、女性等によって実施される活性化のための各種取組みへの積極的な支援を行います。
- ・ TMO（三春まちづくり公社）の自主的で効果的な活動を支援します。

観光の振興

現状と課題

町の観光の中心は春の桜シーズンで、滝桜にはたくさんの観光客が訪れます。近年、観光の形態も多様化していることもあって、桜シーズン以外での来訪者や街中への観光客の流入が増加傾向にあります。

観光の経済波及効果は単に施設や商店のみにとどまらず、町の産業全体への広がりが期待されます。観光に対する町民、商工業者等の意識は高まりつつあり、観光振興が一層望まれています。

滝桜のほか三春ダム周辺や中心市街地にも多くの観光資源を有していますが、一時期、一極集中型の観光となっており、十分な“もてなし”ができず、三春の良さも十分にPRできていない状況です。

施策の体系

観光の振興

通年型観光の推進

観光PR活動の推進

主要施策の概要

通年型観光の推進

施策のねらい・内容

町の歴史的、文化的資源を活用し、町の魅力を徐々に知ってもらうような取組みを展開し、通年型、滞在型の観光客を増やし足腰の強い観光産業を推進します。そして、町の幅広い産業の振興、雇用の創出、町の活性化につなげます。

- ・ 滝桜・ダム周辺の整備を進め、滝桜とダム周辺施設との連携を深めるとともに、街中への誘客、街中観光の推進を図ります。
- ・ 観光ボランティアガイド育成等を含め、丁寧な接客、観光案内の充実を図ります。
- ・ エコツアー（ 4 ）など新たな観光の動向に注目しつつ、観光情報の共有や各種事業の共同実施等により一層の誘客を図っていきます。

4 エコツアーとは、自然を観察したり体験しながらその仕組みを学んだり、生き物や自然環境を保護する活動に参加したり、昔の貴重な遺跡を知り、それを大切に守ったりする、自然にやさしい旅行や、地球と仲良くする旅行のこと。

施策の概要

観光PR活動の推進

- ・ 観光協会や商工会等との連携を図り、観光スポット情報や観光に関する話題提供など、きめ細かい観光PRを推進します。
- ・ 三春町ならではの特産品やおいしい食べ物などの充実を図るとともに、誘客に結びつくような効果的なPRに努めます。

- ・ 観光関連情報、データの集約、分析を行い、その活用を積極的に行い誘客活動やハード事業・ソフト事業の改善を図っていきます。

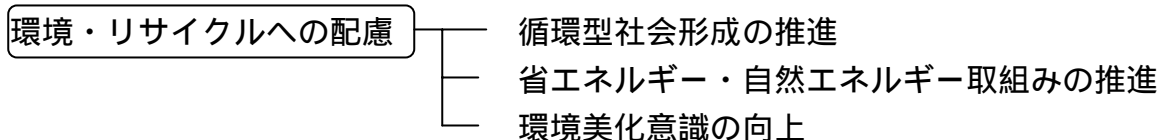
環境・リサイクルへの配慮

現状と課題

自然との共生を一つの視点としてまちづくりを推進してきました。ますます、省エネルギーの取組みや自然エネルギーの活用など、環境に配慮する取組みが重要になっています。

資源ゴミの分別収集などリサイクル事業に取り組んできましたが、ゴミの排出の抑制や一層のリサイクルが求められています。

施策の体系



施策の概要

循環型社会形成の推進

- ・ ごみの発生や排出を抑えるための取組みへの支援や啓発活動をはじめとして、循環型社会形成に向けた取組みを推進します。
- ・ リサイクル率の向上を図るために、生ゴミの資源化や剪定枝処理の基本的な対応方針を定めます。
- ・ 最終処分量の削減と処分場の効率的な運用のため、埋設物の鉄分回収や再破碎により埋立地の延命化を図ります。
- ・ リサイクルの広域的な取組みについて関係市町と協議を進めていきます。

省エネルギー・自然エネルギー取組みの推進

- ・ 限りある資源と良好な環境を将来に引き継ぎ、循環型社会形成の実現のためには、エネルギーの効率的な利用や環境にやさしいエネルギーの利用が不可欠であることから、省エネルギー・自然エネルギーについての普及啓発活動に取り組めます。

環境美化意識の向上

- ・ 地域と一体となり、不法投棄への監視の強化や情報収集に努め、不法投棄行為の未然防止と、不法投棄による廃棄物の早期発見を図ります。
- ・ 町民の環境美化意識の向上を図るとともに、関係者との連携を図り、道路や河川敷などの環境美化に努めます。

歴史・文化の継承

現状と課題

三春町は、田村氏が三春に城を築いてから500年の歴史を誇る城下町です。町内には数々の名所旧跡が残されています。

また、河野広中を始め、多くの民権家を輩出しており、自由民権運動発祥の地として知られています。

このような、歴史的・文化的資源を観光資源として活用し、次世代へ継承していく必要があります。

施策の体系

歴史・文化の継承

歴史的・文化的資源の活用
伝統文化の継承

施策の概要

歴史的・文化的資源の活用

- ・ 寺社、城跡などの歴史的・文化的資源を街並みの形成に活かすとともに観光資源として活用し、地域の活性化を図ります。
- ・ 歴史や文化に対する町民の理解を深める取組みを推進します。

伝統文化の継承

- ・ 地域の伝統文化が次世代へ継承されるための支援を行います。

良好な景観の形成

現状と課題

三春町は、「美しいまちをつくる三春町景観条例」に基づいて美しい歴史公園都市づくりを進めてきました。平成17年には、都市や農山漁村等における美しく風格ある国土の形成などを目的として景観法が施行され、景観行政団体として良好な景観形成に向けた取組むが必要となっています。

施策の体系

良好な景観の形成

景観計画の策定

施策の概要

景観計画の策定

- ・ 三春町が整備してきた実績を踏まえ、地域や町民との合意形成を図りながら地域や地区にふさわし景観計画を策定し、町民と協働で景観整備のより一層の推進を図ります。

土地利用の検討

現状と課題

国土利用計画法第8条第1項に定める「三春町国土利用計画」が未策定であることから、都市地域と農村地域が調和した土地利用を図るための計画づくりが必要とされています。

施策の体系

土地利用の検討

—— 地域で進める総合的な土地利用計画事業

施策の概要

地域で進める総合的な土地利用計画事業

- ・ 三春町全域の土地利用のあり方を町民と協働で策定します。
- ・ 町民との協議の内容を土地利用の三春町国土利用計画や景観計画へ反映させます。

第6章 計画実現のために

1. 三春町民自治基本条例の定着

平成17年10月に施行された三春町民自治基本条例は、町における自治実現の基本となる条例です。また、この条例は、三春町が定める最高規範であり、町が目指す将来像を実現するための仕組みや制度を定めているものと言えます。

したがって、この条例の趣旨が理解され、町民の権利や町民、議会、町の責務などの内容が、まちづくりのさまざまな取組みの中に定着し、協働によるまちづくりを実践していくことが重要となってきます。

また、この条例は、行政運営の基本となる条例ですので、この条例の内容を念頭に置きながら行政運営に努めます。

2. 的確な行政運営

町行政の仕事は、町民の生活に直接かかわるものです。町民一人ひとりの意見、提案等を大切にし、町民の目線に立った行政運営に努めます。

町の重点施策、主要な施策については、財源を優先的に配分するなど、実行性の確保に努めるとともに計画的な行政運営を推進します。また、課等が横断的に連携し、効率的で効果の高い行政運営を図ります。

事務事業の評価を行ってその結果を公表し、町民との情報共有に努め、わかりやすい行政運営を図ります。

3. 行財政改革の推進

地方自治体を取り巻く厳しい状況や多様な町民ニーズに対応した行政サービスを展開していくために、時代の流れに沿った行財政改革を町民とともに推進し、「経営する」という考え方に立った行政運営を図ります。

サービスの質の維持に努めながら、事務事業の見直しを進め、指定管理者制度の導入など一層の経費の削減、合理化、効率化を図ります。また、窓口業務の充実や情報通信技術の活用を進め、町民の利便性の向上を図ります。さらに、町の財源の確保を図るとともに町有財産の有効活用に努め、ムダのない行政運営を図ります。

これからは、地域における政策形成能力が決め手になる時代となり、情報収集能力や課題発見能力が求められます。そのため、職員の能力を最大限に発揮させるための人づくりが重要となることから、今まで以上に人材育成に向けた人事管理制度に取り組み、行政組織の体質強化と能率的な組織運営を推進します。